

石綿調査算定要領における業務費について

(1) 打合せ協議

打合せ協議の費用は、第5建物等の調査と含めて発注する場合は、第5建物等の調査2-1打合せ協議によるものとし、第9再算定業務に含めて発注する場合は、第9再算定業務1-1打合せ協議を計上する。

(2) 石綿除去処分費の見積

石綿除去処分費の見積は、石綿調査算定要領における補償額算定のための見積徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表1によって行うものとする。

表 1

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計
					資料収集	見積書作成	
見積徴収 (石綿除去処分費)	戸	200㎡以上 ～ 400㎡ 未満	技師 A	0.11	—	0.06	0.17
			技師 B	0.11	0.12	0.25	0.48

注1) 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表1-1の補正率表を適用するものとする。

注2) 本歩掛は、原則として2社の見積徴収に要する費用である。

表 1 - 1

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 ～400㎡未満	400㎡以上 ～600㎡未満	600㎡以上 ～1,000㎡未満	1,000㎡以上 ～1,500㎡未満
	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60
1,500㎡以上 ～2,000㎡未満	2,000㎡以上 ～3,000㎡未満	3,000㎡以上 ～4,000㎡未満	4,000㎡以上 ～5,000㎡未満	5,000㎡以上 ～7,000㎡未満	7,000㎡以上 ～10,000㎡未満
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50	9.50
10,000㎡以上 ～15,000㎡未満	15,000㎡以上				
12.30	15.90				

注) 敷地内に存する調査対象である木造建物、木造特殊建物、非木造建物の全ての建物延べ面積に応じて補正するものとする。

(3) 分析調査費用

石綿調査算定要領において分析調査を専門機関に依頼した場合は、分析調査費用の実費を直接経費として計上するものとする。

